

# TPP協定交渉について

平成27年2月23日  
内閣官房TPP政府対策本部

# TPP交渉参加は「国家百年の計」

TPPの  
重要性

- ◆ TPP交渉参加はまさに国家百年の計 ⇒ **成長戦略の主要な柱の1つ**
- ◆ 普遍的価値を共有する国々との新たなルール構築は、**アジア太平洋地域の安定に貢献**

## 平成25年3月15日 安倍内閣総理大臣記者会見（抜粋）

地球表面の3分の1を占め、世界最大の海である太平洋がTPPにより、一つの巨大な経済圏の内海になろうとしています。TPP交渉には、太平洋を取り囲む11か国が参加をしています。**TPPが目指すものは、太平洋を自由に、モノやサービス、投資などが行き交う海**とすることです。**世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏が生まれつつあります。**（略）

今、日本は大きな壁にぶつかっています。少子高齢化。長引くデフレ。我が国もいつしか内向き志向が強まってしまったのではないのでしょうか。その間に、**世界の国々は、海外の成長を取り込むべく、開放経済へとダイナミックに舵を切っています。**アメリカと欧州は、お互いの経済連携協定の交渉に向けて動き出しました。韓国もアメリカやEUと自由貿易協定を結ぶなど、アジアの新興国も次々と開放経済へと転換をしています。日本だけが内向きになってしまったら、成長の可能性もありません。企業もそんな日本に投資することはないでしょう。優秀な人材も集まりません。

TPPはアジア・太平洋の「未来の繁栄」を約束する枠組みです。

関税撤廃した場合の経済効果については、今後、省庁ばらばらではなく、政府一体で取り組んでいくための一つの土台として試算を行いました。全ての関税をゼロとした前提を置いた場合でも、**我が国経済には、全体としてプラスの効果**が見込まれています。（略）今回の試算に含まれなかったプラスの効果も想定されます。世界経済の3分の1を占める経済圏と連結することによる投資の活性化などの効果も、更に吟味をしていく必要があります。（略）

TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、**我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与**することは間違いありません。

日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある**東アジア地域包括的経済連携/RCEP**や、**もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏/FTAAP**において、**ルールづくりのたたき台**となるはずで

今がラストチャンスです。この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることにほかなりません。「TPPがアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。**TPPへの交渉参加はまさに国家百年の計**であると私は信じます。（略）

日本は世界第3位の経済大国です。一旦交渉に参加すれば必ず**重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていくことができる**と私は確信をしております。（略）

**交渉力を駆使し、我が国として守るべきものは守り、攻めるものは攻めていきます。国益にかなう最善の道を追求めてまいります。**

最も大切な国益とは何か。日本には世界に誇るべき国柄があります。息を飲むほど美しい田園風景。日本には、朝早く起きて、汗を流して田畑を耕し、水を分かち合いながら五穀豊穡を祈る伝統があります。自助自立を基本としながら、不幸にして誰かが病に倒れば村の人たちがみんなて助け合う農村文化。その中から生まれた世界に誇る国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度。これらの国柄を私は断固として守ります。（略）

TPPに参加すると日本の農業は崩壊してしまうのではないかと、そういう切実な不安の声を、これまで数多く伺ってきました。私は、皆さんの不安や懸念をしっかりと心に刻んで交渉に臨んでまいります。あらゆる努力によって、**日本の「農」を守り、「食」を守ることをここにお約束します。**（略）

# 成長戦略の主要な柱の1つ

## 日本再興戦略—JAPAN is BACK—

(平成25年6月閣議決定)

(世界に飛び出し、そして世界を惹きつける)

②経済連携等を進め新興国等の成長を最大限取り込む

<成果目標>

- ◆2018年までに、貿易のETA比率70%(現状19%)を目指す
- ◆2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比倍を目指す

(i) TPP, RCEP, 日中韓FTA、日EU・EPA等の経済連携を推進し、世界の主要な国々との経済連携を深めるとともに、投資協定の締結促進や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速する。

### 1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易のFTA比率を現在の19%から、2018年までに70%に高める。このため、特に、**TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていく**とともに、PCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想であるFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく。また、上記の取組に加え、日EU・EPA等に同時並行で取り組むこととし、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレーヤーとして貢献していく。

## 日本再興戦略—未来への挑戦—

(平成26年6月閣議決定)

### ○施策の主な進捗状況

経済連携については、本年1月に日トルコ間でEPAの交渉開始につき合意、4月には日豪EPAについて大筋合意に至った。また、4～5月の総理訪欧時には、日EU・EPAに関し、2015年の大筋合意を目指したいとの考えを伝え、欧州各国及びEUの首脳との間で早期締結の重要性につき一致した。**TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉については、4月に日米間で二国間の重要な課題について前進する道筋を特定し、5月に開催されたTPP閣僚会合では、閣僚間で交渉全体の進捗を評価するとともに、各国間の二国間交渉を加速した。**

### ○新たに講ずべき具体的施策

経済連携交渉については、**国益を最大化する形でのTPP交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組む**とともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPAなどの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。

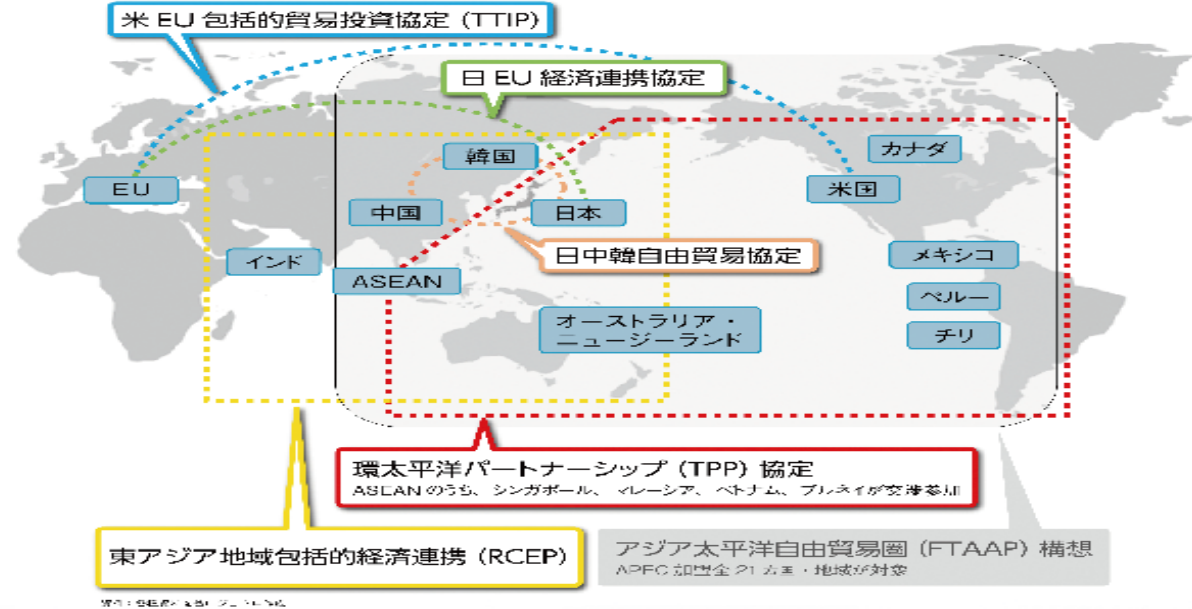
## 第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋) 平成27年2月12日

(オープンな世界を見据えた改革)

オープンな世界へと果敢に踏み出す。日本の国益を確保し、成長を確かなものとしてまいります。最終局面のTPP交渉は、いよいよ出口が見えてまいりました。米国と共に交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指します。

# メガFTA時代の到来とアジアの広域経済連携

メガFTA マップ

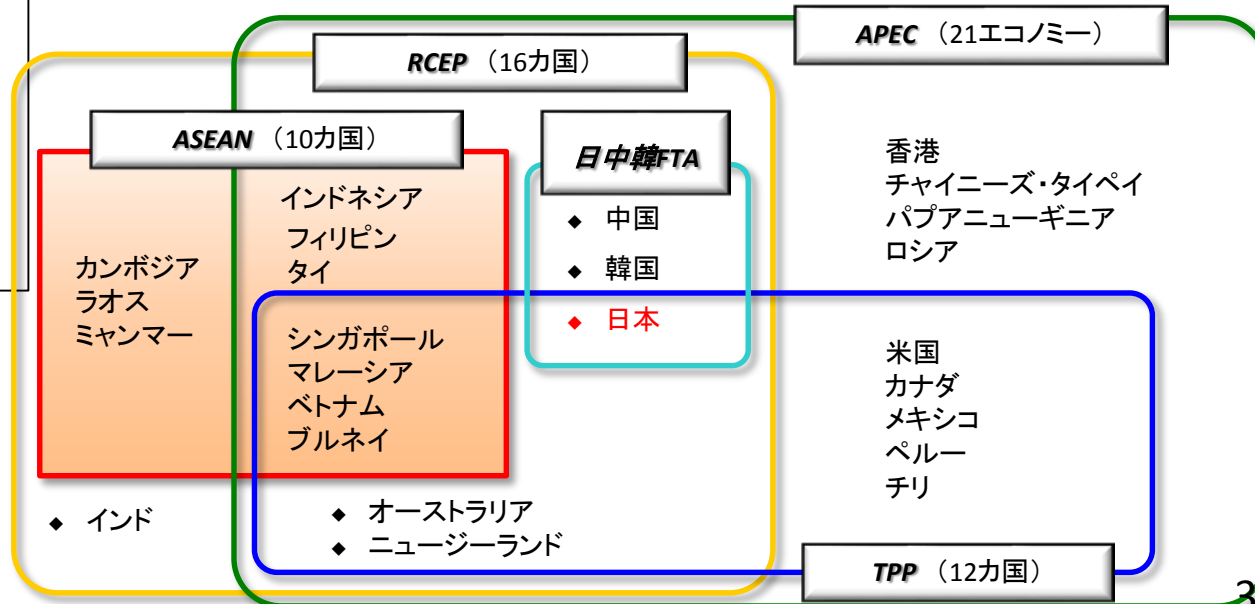


○ 世界のFTA数は2014年7月25日現在で264件。  
2000年以降、2001年を除いて毎年10件以上発効。

○ WTOの停滞を受けて、TPP、RCEP、日EU、TTIP(米EU)の4つのメガFTAが始動。  
日本のTPP参加がメガ時代の引き金になる。

○ TTIPが世界シェア46.2%。  
RCEP、日EUは各々世界の約3割。  
TPPは約4割。  
日本が参加する3メガFTA合計で、GDPシェア79.8%、既存FTAを含めたFTAカバー率も73.1%となり、FTAにおけるプレゼンスは一気に拡大。

◆ 印の国は、日・ASEAN、中・ASEAN などいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。



# 各国のEPA/FTAの進捗状況

- ・日本の主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国々とのEPA/FTAを積極的に推進。
- ・日本のFTA比率が23%であるのに対し、米韓は40%、EU30%。

EPA/FTA取組状況:△(交渉中又は交渉入りを宣言),○(署名済),◎(発効済) FTA比率:FTA相手国(発効済国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

(注)複数のEPA/FTA交渉に参加している場合は、最も進んでいる取組状況を記載。

	EPA/FTAの数 (発効済・署名済)	FTA比率 (2013年)	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	コロンビア	スイス	GCC		モンゴル	トルコ
								各国との 個別の取組	各国との 個別の取組													
日本	15	23%		△	△	△	△	◎	◎◎◎ ◎◎ ◎◎	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	△	◎	△	-	○	△
			A1, A2	A1, A2	A3			C1	A2	A2, A3	A2, A3	A3	A3	A3	A3			B1				
韓国	12	40%	△ A1, A2		△ B2	◎	◎	◎	◎△△	◎	○	△	○	△	◎	◎	○	◎	△	-	-	◎
								C2	A2	A2, B3								A4				
中国	12	24%	△ A1, A2	△ B2		-	-	◎	◎	-	△	◎	-	-	◎	◎	-	○	△	-	-	-
注1								C3														
米国	14	40%	△ A3	◎	-		△	-	◎△	-	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎◎ △	-	-
								C4		A3	A3	A3, A5	A3, A5	A3	A3				C6			
EU	37	30% (域内含むと75%)	△	◎	-	△		△	△△ △△	△	-	-	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	-	-	◎
注2								B4	C5				B5					B6				A6

表中の注(A:二国間以外の協定, B:現状, C:対象国)

A1:日中韓FTA A2:RCEP A3:TPP A4:EFTA A5:NAFTA A6:関税同盟

B1:延期 B2:交渉の実質的妥結を宣言 B3:交渉妥結を宣言 B4:中断中 B5:交渉終結に合意 B6:中断中(非公式協議のみ継続中)

C1:星・馬・タイ・尼・ブルネイ・比・越 C2:星(◎)・尼・越(△) C3:星 C4:星(◎)・馬(△) C5:星・タイ・越・馬 C6:バーレーン・オマーン(◎)・UAE(△)

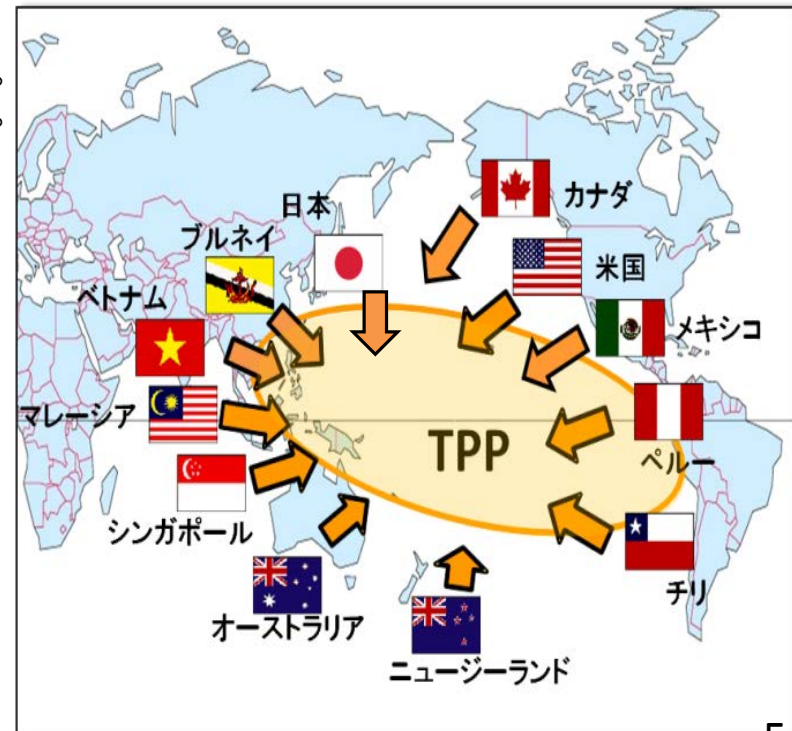
注1:IMF Direction of Trade Statisticsにデータのない台湾は除外して算出。注2:EPA/FTAの数及びFTA比率には関税同盟、欧州経済領域(EEA)を含む。EUとFTA/EPAを締結している国のうちIMF Direction of Trade Statistics(June 2013)にデータのないアンドラ、サンマリノ、モナコ、パレスチナ、リヒテンシュタインを除いて算出。

出典:財務省貿易統計(2013年), IMF Direction of Trade Statistics (June 2014), 数字は小数点第一位四捨五入。



# これまでのTPP関連の動き

- 2006年** シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。
- 2010年**
- 3月 第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。
  - 10月 菅総理(当時)所信表明演説「TPP交渉等への参加検討、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」マレーシア交渉参加。(計9カ国)
  - 11月 APEC首脳会議(於:横浜):菅総理(当時)記者会見「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にした」
- 2011年**
- 11月 APEC首脳会議(於:ホノルル):野田総理(当時)、交渉参加に向けた関係各国との協議開始を表明。
- 2012年**
- 1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。
  - 4月 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。
  - 10月 メキシコ・カナダ交渉参加。(計11カ国)
- 2013年**
- 2月 日米首脳会談で、日米の共同声明を发出。
  - 3月 第16回会合(於:シンガポール)、安倍総理「交渉参加」表明。
  - 4月 日米協議合意、交渉参加11カ国が日本の交渉参加支持表明。
  - 7月23日 交渉参加11カ国の国内手続きが終了、日本が正式に交渉参加。
  - 8月 TPP閣僚会合、第19回会合(於:ブルネイ)
  - 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
  - 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 2014年**
- 2月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
  - 4月 日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
  - 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
  - 7月 TPP首席交渉官会合(於:オタワ)
  - 9月 TPP首席交渉官会合(於:ハノイ)
  - 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
  - 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)
  - 12月 TPP首席交渉官会合(於:ワシントンDC)
- 2015年**
- 1月 TPP首席交渉官会合(於:ニューヨーク)



# TPP交渉で扱われている分野とそれぞれの交渉概要

## 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的、財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>※ (1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>※ (7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p>サービス</p> <p>※ (10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p>	<p>※ (15) 投資</p>	<p>(16) 環境</p>
<p>※ (11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>※ (12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>	<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

(2011年12月内閣官房資料より)

投資、サービスの市場アクセスは、NCM(非適合措置:協定の義務の例外とする各国の国内措置)として議論。投資、サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書き出して、国ごとの留保表について交渉している。基本は、提出された留保表について各国が削除、修正をリクエストする形で議論が進んでいる。我が国からも各国にリクエストを出している。

※は、ルールと市場アクセス双方に関わる分野。

## <1. 物品貿易(※)>

- 物品の貿易に関して、市場アクセスの改善に向けた関税等の取扱いについて議論するとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的な規律について議論。  
より自由で公正な貿易を行える環境を整えるため、関税等の取扱いや内国民待遇等のルールについて議論を行っている。  
物品市場アクセス交渉は、各国がオファーをし、それに対して改善リクエストを出す形で二国間協議が進められている。

## <2. 競争政策及び国有企業>

- 競争法・競争政策の強化・改善、政府間協力、国有企業と民間企業との競争条件等に関する規律について議論。  
カルテル等が行われると、貿易・投資の自由化で得られる利益が害される恐れがあるため、競争政策を強化、改善することが必要である。また、国有企業に対して政府による過度のサポートがあると民間企業との間で対等な競争条件が確保されなくなってしまう。とりわけ、途上国においては国有企業が経済活動の大きな部分を占めており、国有企業に対して一定のルールを課すことが重要。  
国有企業については、規律を課すべき国有企業の範囲(例外の範囲)、政府による支援の内容、透明性等について議論を行っている。

## <3. 知的財産>

- 特許権や著作権等の保護、模倣品や海賊版に対する取締り等に関する規律について議論。  
知的財産が適切に保護されていなければ、安心して経済活動を行うことができず、利益を適正に上げることができなくなり、新たなイノベーションを生み出すインセンティブが削がれることにもなりかねない。我が国は高い水準の知的財産保護制度を有しており、これをアジア太平洋地域に広げることの意義は非常に大きい。  
著作権保護期間、医薬品のデータ保護期間、地理的表示(GI)等について議論を行っている。



## <4. 環境>

- 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと等に関する規律について議論。

貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21世紀型の分野。

そもそも環境については、WTOの枠内とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとTPPとの関係の整理などについて議論を行っている。

## <5. 労働>

- 貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないこと、国際的に認められた労働者の権利の保護等に向けた規律について議論。

不当な労働条件で労働者を雇用し経済活動をするのが認められれば、雇用に係る厳しい規制を課せられている国の企業は対等な条件で競争することができなくなってしまう。

国際労働機関(ILO)の労働基本権を遵守する、貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないといったルールについて議論を行っている。

## <6. 投資(※)>

- 内外投資家の無差別原則や投資家対国の紛争解決手続(ISDS)の扱い等に関する規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

投資家保護に係るルール等を定めるとともに、なるべく自由に投資活動ができるようにすることにより、TPP域内におけるグローバルバリューチェーンの構築がより一層促されることとなる。

投資アクセスの自由化、内外投資家の無差別原則、違法な収用や特定履行要求の禁止等について議論されている。ISDSは、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。国の主権を損なうような形でISDSが導入されるようなことがないよう留意しつつ交渉に当たっている。

## <7. サービス(越境サービス・金融サービス)(※)>

### ○ サービスに係る規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

自由で公正なサービス産業のマーケットを構築することは、我が国サービス産業の海外展開を促進するとともに、途上国の国民の生活水準の向上にもつながるものである。

国境を越えるサービスの提供に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるための議論が行われている。

金融分野の国境を越えるサービスの提供については、金融サービス分野に特有の定義やルールを定めることが必要であることから、独自に章立てして議論が行われている。

## <8. 政府調達(※)>

### ○ 政府による物品・サービスの調達に関する内国民待遇原則や入札手続等に関する規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

新興国の政府調達市場が開放されることにより、新興国のインフラ市場等に我が国企業が参入する機会が増えるものと期待される。

既存のWTOの政府調達協定(GPA)に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4ヶ国以外の国において共通のルールのもとで政府調達市場が開放されることになり、我が国がTPP参加によって大きなメリットを受ける分野の1つとなっている。我が国はこの分野では開放が進んでいる国であり、攻めの分野となっている。

## <9. 一時的入国(※)>

### ○ ビジネス関係者の入国、一時的な滞在の手続等に関する規律と共に、滞在要件等の改善について議論。

一定の要件を満たせばビジネス関係者が入国、滞在できることが予め明らかになれば、安心して貿易・投資等の経済活動を行うことができる。

各国はビジネスに従事する自然人の入国及び一時的滞在の要件等についてオファーを行い、それに対して追加、修正等をリクエストする形で交渉が進んでいる。

## <10. 電子商取引>

- デジタル・プロダクトに対する無差別待遇等、電子商取引の環境を整備するための規律について議論。

電子商取引市場は急成長しており、今後も市場の拡大が見込まれる分野であるとともに、中小企業が国際展開を図るに当たり有効に活用できるツールである。電子商取引には通常のモノの取引とは違った特有の取引形態があるため、同分野独自のルールを定めることによって、取引の円滑化を図る必要がある。

デジタル・プロダクトに対する関税の扱い、無差別待遇、自由な情報流通の確保等の電子商取引の環境を整備するためのルールについて議論が行われている。

## <11. SPS(衛生と植物防疫のための措置)>

- 食品の安全を確保し、動植物の病害を防止するための措置の実施に関する規律について議論。

SPSは、Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)で、検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置(SPS措置)を対象としているもの。

WTO協定の附属書の1つとしてSPS協定が既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。食の安全に関する我が国の制度の変更を求められるような議論は行われていない。

## <12. TBT(貿易の技術的障害)>

- 安全や環境保全等の目的から定められる、製品の特質やその生産工程等についての規格や基準に関する規律について議論。

本来安全や環境保全等の目的で定められる規格や基準が円滑な貿易を阻害する効果をもたらすことがあるため、規格等が貿易の不必要な障害とならないようにルールを定める必要がある。

WTO協定の付属書の1つとしてTBT協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論が行われている。

### <13. 原産地規則>

- 累積のルールを含め、TPP協定上適用される関税率の対象となる「締約国で生産された産品」として認められる基準や原産品であることを証明するための証明制度等に関する規律について議論。

原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存するケースが多いので、ルールを決める必要がある。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPPのような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけでなく中小企業もより活動しやすくなる。

原産地規則は、テキスト本文に記載される基本的ルールの部分とPSR(Product Specific Rules)という個別品目毎のルール決めがある。

### <14. 電気通信サービス>

- 通信インフラを有する主要な電気通信サービス提供者への義務等について議論。

主要な電気通信サービス提供者の通信インフラへの接続ルール等を整備し、新興国においても新規参入を容易とすることで、TPP域内において安価で質の高い電気通信サービス提供が可能となる。相互接続、コロケーション(既存電気通信設備への第三者による設備設置)等のルールが議論対象。

### <15. 中小企業>

- 中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供や中小企業にとってのTPPの有用性に係る定期的なレビュー等について議論。

TPPは中小企業の国際展開にも大いに貢献するツールであることから、中小企業がTPPの恩恵を十分に享受できるようなサポート体制を構築する必要がある。

中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供方法や、協定発効後にTPPが中小企業にとって有効に機能しているかを定期的にレビューする仕組みの創設等について規定される。



○市場アクセスの拡大

○貿易・投資ルールの明確化

→海外事業展開における不確実性の除去

○知的財産、金融、環境、労働に関するルールの明確化

→海外の事業パートナーとの信頼構築、リスク低減

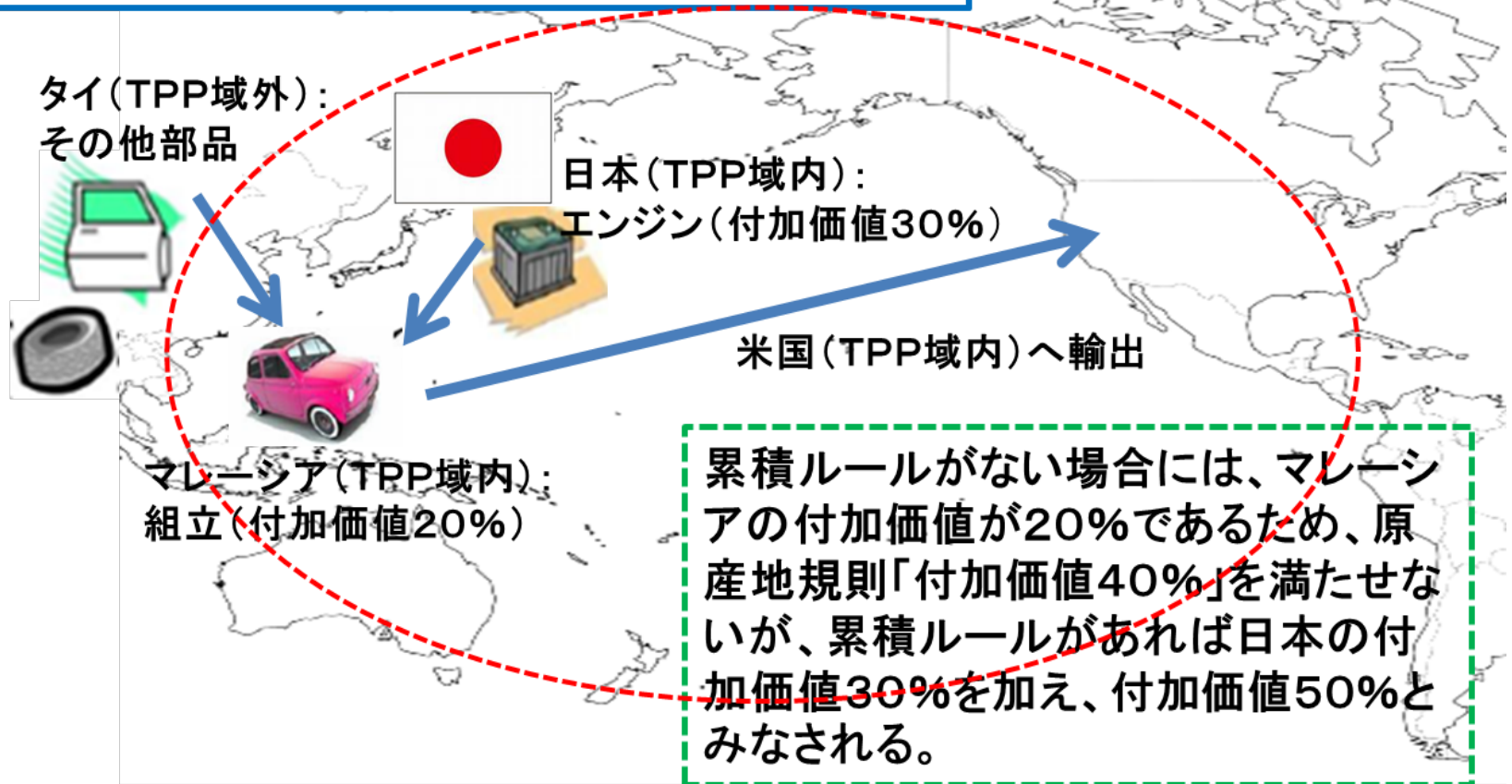
○貿易関連手続きの簡素化・各種規制緩和

→中小企業含めた海外事業展開を加速

# FTAの広域化:最適なサプライチェーンの構築

- 生産工程の分業が進むと、1か国で原産地規則を満たすことが困難になる。
- 広域FTAであるTPPにおいて、複数の締約国における付加価値・工程の足し上げを可能にするルールが実現すれば(「累積ルール」)、より多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することが可能となり、日本企業の最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になる。

(例)原産地規則が「付加価値40%」の場合(図はイメージ)



# 衆・参 農林水産委員会 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議

平成25年4月18日 参議院農林水産委員会、19日 衆議院農林水産委員会

本年三月十五日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、四月十二日、TPP協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、TPPにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。（略）

こうした中、本年二月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、TPP協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって、政府は、これらを踏まえ、TPP協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

- 一 **米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目**について、引き続き再生産可能となるよう**除外又は再協議の対象**とすること。**十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めない**こと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、**食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわない**こと。
- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な**合板、製材の関税に最大限配慮**すること。
- 四 **漁業補助金等における国の政策決定権を維持**すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 五 濫訴防止策等を含まない、**国の主権を損なうようなISD条項には合意しない**こと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される**農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先**し、それが**確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない**ものとする事。
- 七 交渉により収集した情報については、**国会に速やかに報告**するとともに、**国民への十分な情報提供**を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、**国内農林水産業の構造改革の努力を加速**するとともに、交渉の帰趨いかんでは、**国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応**すること。  
右決議する。